

9-3
2-10

秘

地方行政の簡素化に関する件

昭和二十六年九月十八日閣議決定「地方行政の改革に関する件」に基き、地方

行政の簡素化のための事務の整理及び機構の改革については、次の要領によるものとす。

第一 各府省等は、次の方針に基き、それぞれ所管の法令等を再検討の上、所掌の措置を講ずるものとする。

一 事務の整理

(一) 直轄管理に伴う事務は、できる限り、速かに廃止すること。

(二) 各種の取締事務、各種の産業等に対する保護助長のための監督事務及び各種の検査検定等の事務は、できる限り、整理縮小し、その行き過ぎを是正すること。

(三) 許認可等は、できる限り、廃止するか、又は届出で足りるものとする。届出、報告等も、できる限り、廃止するか、又はその回数と減少すること。

(四) 各種書類の形式及び記号等は、可能な限り簡素化すること。特定の地位を与えるための登録等の免許等は、できる限り、整理すること。

(五) この場合において、一定の資格を有する者については、試験を要しないものとする。

(六) 統計調査は、できる限り、重複を避けることとし、その利用を合理化し、重畳の低いものは、これを整理すること。

(七) 若省大臣又は都道府県知事の権限は、できる限り、都道府県知事又は市町村長の権限とすること。

(八) 各種行政事務の知理については、住民の利便を考慮し、できる限り、その窓口を統一すること。

(九) 未だ施行されていない法令又は全般的に施行されていない法令で、特に支障のないものは、当分の間、その施行を停止するか、又は廃止すること。

二 機構の改革

(一) 地方議会の議員の定数及び都道府県の局等は、簡素化の趣旨に従い、その標準を法定し、保例で、その特別を定め、これを改定することとする。

(二) 都道府県の各種出先機関は、できる限り、整理統合すること。

(三) 行政委員会の設置は、必要最少限度に止めるとともに、原則として、委員三人をもって構成し、その選任は、地方公共団体市長が議会の同意を得て行うこととする。

天野 298

- (四) 審議会、調査会等の諮問的機関は、できを限り、廃止し、又は統合することとし、その委員の定数は、原則として、都道府県にあつては十人以上、市町村にあつては七人以上とする。
 - (五) 職員、施設等の設置基準は、できを限り、簡素化の趣旨に則り改訂すること。
- 第二 各府省等は、今後法令等の立案をする場合に於ては、第一に掲げる地す行政簡素化の方針によるものとする。

文部省関係

一 教育委員会法

- (一) 教育委員会は、都道府県及び五大市は必要とし、五大市以外の人口十五万人以上の市は任意設置とする。人口十五万人未満の市町村には設置せず、都道府県教育委員会の管轄に属せしむ(第三条)
 - (二) 教育委員会の根拠は、おちおち現行通りとするが、市教育委員会は、小中学校及び中学校の教員に関する人事権を有しないこととし、また、現在都道府県知事の所管に係る公立大学及び私立学校に関する事務を都道府県教育委員会に所管せしむることとする。(第四條 第五條)
 - (三) 教育委員会の委員の定数は三人とし、都道府県知事又は市長の議会の同意を得て選任するものとする。(第七條)
 - (四) 高等学校の通学区域を制限する規定は廃止する。(第五十四條)
 - (五) 事務局の次長及び部長等を廃止して機構の簡素化を図る(施行令第十五條)
- 二、教科書の発行に関する臨時措置法
 農示令の利便を廃止する。(第五條 第六條 第七條)
- 三、教育職員免許法
 免許状の種類及び授与資格を簡素化する。(第三條)
- 四、私立学校法
 私立学校審議会の委員は、十人以上とする。(第十條)
- 五、社会教育法及び図書館法
 公民館運営審議会及び図書館協議会を廃止し、その機能を社会教育委員に行わせる。社会教育委員の定員は、都道府県十人以上、市町村七人以上とする。(社会教育法

第十五条 第十八条 第二十九条 第三十条 図書館法第十四条 第十五条
六 産業教育振興法

地方産業教育審議会を廃止する。(第二章第二節)

